

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年11月27日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 今井 和哉

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務は、既に運用している既設の硫黄島阿蘇台東観測点に設置した火山遠望観測システムの映像送信装置（以下、「本装置」という。）について動作不良が認められたことからその修理を行うもので、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の構造及び動作並びに本装置が接続する火山遠望観測システムの処理詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 火山遠望観測システム映像送信装置の修理
- (2) 業務内容 動作不良状態にある本装置の修理による機能・性能を復旧
- (3) 履行期限 令和8年3月27日（金）

3 業務目的

本装置は、硫黄島において火山活動に伴う表面現象を観測・監視するための火山遠望観測システムの映像をリアルタイムに気象庁へ伝送するための装置である。

本件は、動作不良状態にある本装置を修理することで映像伝送に必要となる機能・性能の復旧を行う事を目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本装置は、当庁が硫黄島で行う火山観測監視業務のための重要な観測を行う機器の構成品であることを理解するとともに、その機能、構造を把握し修理箇所の特定、復旧をおこなう技術を有すること。

(3) 守秘性に関する要件

① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 当庁の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(4) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに業務を完了する体制を有するとともに、作業時に発生した不具合などについて必要な連絡窓口を持つこと。

(5) 業務実績に関する要件

火山遠望観測システムにて利用する映像送信装置の製作及び調整を実施した実績を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 中村 俊明

電話 03-6758-3900 (内線2520)

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和7年11月27日（木）から令和7年12月16日（火）まで（1）に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和7年12月17日（水）17時まで（1）に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

（Email:kishou-keiyaku@jma.go.jp宛てに送付すること。）

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合

で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

